

鳥取県告示第 324 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活 協同組合	鳥取市末広温泉町 566	すえひろ生協診療所	鳥取市弥生町 347	平成 20 年 3 月 31 日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活 協同組合	鳥取市末広温泉町 566	すえひろ生協診療所	鳥取市弥生町 347	平成 20 年 3 月 31 日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人鳥 取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259- 43	三津白寿苑	鳥取市三津 869- 7	平成 20 年 3 月 31 日